

議第130号

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例の制定
について

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成21年 9月15日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を改正する条例

京都市野外活動施設花背山の家条例の一部を次のように改正する。

第4条中「国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下「休日」という。）に当たる月曜日を除く月曜日（2月、5月、6月及び7月20日から8月31日までの間の月曜日を除く。）、9月及び11月24日から12月21日までの間の火曜日（当該火曜日が休日に当たる場合を除く。）並びに」を削る。

第8条第2項第3号中「児童福祉法に規定する」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

京都市野外活動施設花背山の家 of 休所日を変更する等の必要があるので提案する。